

平成20年4月から 「後期高齢者医療制度」が始まります

老人保健制度が平成19年度で廃止され、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、平成20年4月から新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

伸び続ける医療費

国民医療費は平成16年度で約32兆円。年間1兆円ずつ伸びる傾向にあり、その伸び率は国民所得の伸び率を上回っています。この大きな要因となっているのが、高齢者の医療費です。

1人当たりの医療費で見ると、75歳未満は年間約20万円で、75歳以上は年間約82万円。約4倍の開きがあります。

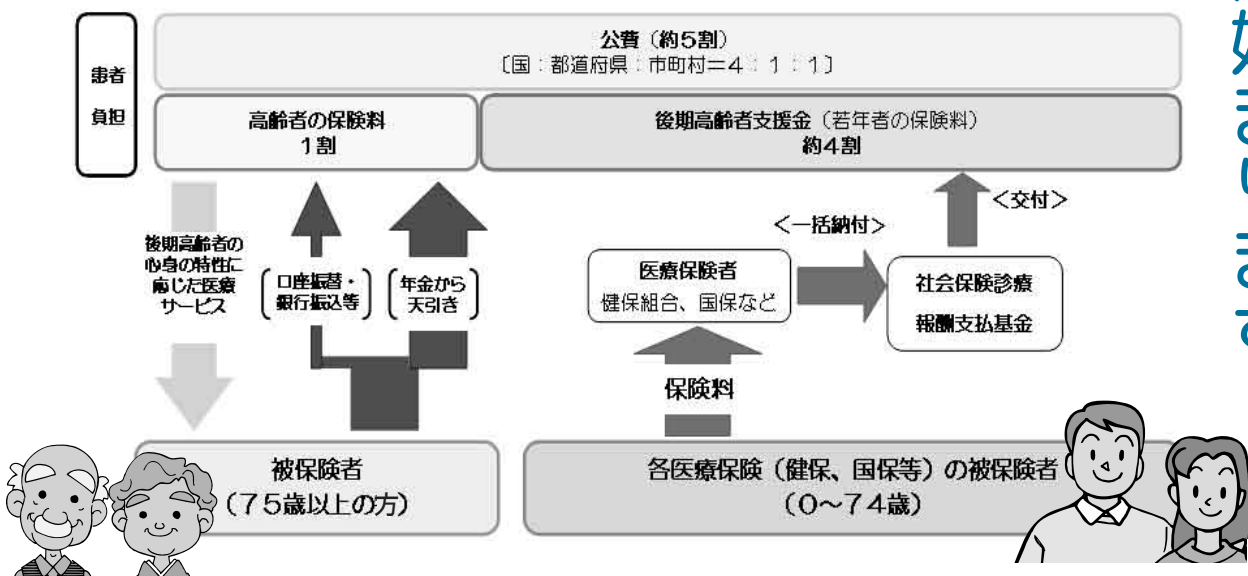
今後も高齢者医療費の国民医療費に占める割合は増加し、平成37年度には半分程度を占めるようになる予想されています。

負担の明確な制度へ

増大する医療費を賄っていくためには、費用負担者

制度運営の仕組み

後期高齢者医療制度では、医療に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担を除いた分を、公費（国・県・市町村）で5割を負担、現役世代の支援（後期高齢者支援金）若年者の保険料で4割を負担し、残りの1割を被保険者の保険料で賄うこととなっています。（下の図参照）



全員が保険料を納めます

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料を大山町へ納めていただきます。原則として介護保険と同様に、年金から天引きされます。

保険料の額は、広域連合で決め、県内均一の保険料となります。保険料は、被保険者1人当たりいくらと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

また、健康保険や共済組合の被扶養者だった方については、後期高齢者医療制度の資格を得た日のある月から2年間、保険料の均等割額が5割軽減されます。

※おことわり
この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
 中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0858 - 32 - 1097